

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する
省令（案）（概要）

令和7年7月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「令」という。）第7条の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）に定めるところにより、特定事業者の事業活動により排出した温室効果ガス排出量の算定方法を規定している。
- 令和7年6月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（第10回）」※において、廃棄物の焼却に伴う廃熱の供給を受けた者の他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定において、当該廃熱の使用による排出量は計上不要とされたところ。
- 今般、上記を踏まえ、算定省令について所要の改正を行う。

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/study.html>

2. 改正案の概要

- 令第7条第1項第1号イ（4）の環境省令・経済産業省令で定める熱に「蒸気（前号に掲げるものを除き、次条第二十七項各号で定める廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）並びに、温水及び冷水（同項各号で定める廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）」を追加し、その係数を零とする。【第2条第6項第2号関係（新設）】
- その他所要の改正を行う。【第2条第6項第3号及び第7項並びに第11条関係】

3. 根拠条項

令第7条第1項第1号イ（4）

4. 今後の予定

- 公布日：令和7年9月（予定）
- 施行期日：令和8年4月1日（予定）

以上